

**SHINKOの  
賃貸マンション**

# オーナーニュース

賃貸物件の管理・経営、売買などお悩みのオーナーさまは新興ビルサービスへお気軽にご相談ください!

住所:大阪市北区浪花町1番19号 新興ビル TEL:06-6371-7934 FAX:06-6376-2817  
URL:<http://shinko-owner.com/> MAIL:[pm@shinko-owner.com](mailto:pm@shinko-owner.com) 発行月:2020年4月号

新興グループ 設立1964年  
新開興産株式会社  
新興ビルサービス株式会社



相次いで公表される景気予測調査はマイナス面がクローズアップされ、外出の自粛のために、部屋を探す来店者の減少が目立ちます

今後の国内景気は、新型コロナウイルスなどリスク要因も多く、緩やかな後退が続くとみられる」と捉えています。また、東京商工リサーチが3月9日に発表した、上場企業の「新型コロナウイルス影響」調査によれば、「感染拡大の進行で、インバウンド需要の停滞に加え、消費低迷やイベント自粛などが企業業績に悪影響を及ぼしている。今後も会合や宴会、旅行のキャンセルなど個人消費の減退が進むなか、内需型産業も含めてあらゆる業種への波

等により、管理業者に管理を委託等するオーナーが増加」していることが背景にあると、国土交通省による勧誘・契約締結行為の適正化と賃貸住宅管理業の登録を義務づけた「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案」が3月6日、閣議決定しました。国会で成立後、施行されます。

## ニュースフラッシュ

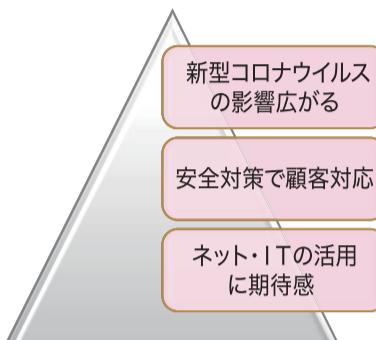
### 新型コロナウイルスの影響によって「不動産価格指数」修正局面を迎えるか

年間約30万件の不動産の取引価格情報をもとに、不動産価格の動向を指数化した「不動産価格指数」が毎月、国土交通省から公表されています。

最新の令和元年11月分の全国住宅総合・不動産価格指数は、前年同月比で60ヵ月連続して上昇。マンション・アパートの一棟の不動産価格指数もここ10年間に3割を超える上昇を見せてています。こうした上昇の背景として、景気回復、雇用・所得環境の改善、低金利環境が挙げられていますが、ここへきて新型コロナウイルスの影響によって修正局面を迎えたようです。

土地価格は不動産投資の動向に敏感に反応するのですが、インバウンド需要から起きた店舗、ホテル、マンション需要が今後、鈍るのは避けられず、緩やかな上昇基調を継続していた主要都市の地価は、調整局面を迎えるようです。これから公表される路線価や基準地価、固定資産税評価額などの土地価格がどのような変化を見せるのか、注目されるところです。

### 賃貸市場を取り巻く最新事情



景気の指標となっている内閣府が3月9日に発表した「景気ウォッチャー調査」(2月)の最新の結果は、現状判断DIが前月差14・5ポイント低下の27・4となりました。景気ウォッチャーの見方は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に厳しい状況となっている。先行きについては、一段と厳しくなる」とみています。

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、社会の各方面、経済に大きな影響を及ぼしています。賃貸住宅市場においても春の繁忙期と重なり、新規商談に響いています。新型コロナウイルスによる影響や賃貸経営を取り巻く最新事情を探つてみました。

い状況になるとみている」とまとめています。

一方、帝国データバンクが3月4日に発表した2月調査結果の「TDB景気動向調査(全国)」によると、「2月の景気DIは前月比3・2ポイント減の38・7となり5ヵ月連続で悪化し、7年ぶりに40を下回った。

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的な広がりをみせ、業界・規模に関わらず景況感が大幅に悪化した。訪日客の減少や各種イベントの自粛、外出の手控えなど経済活動が大きく制約された。

今後の国内景気は、新型コロナウイルスなどリスク要因も多く、緩やかな後退が続くとみられます。

これは、「賃貸住宅は賃貸住宅

が国の生活の基盤としての重要性は一層増大」「一方、賃貸住宅の管理は、従前、自ら管理を実施するオーナーが中心であったが、近年、オーナーの高齢化や相続等に伴う兼業化の進展、管理内容の高度化

が国と並んで世界で進んでおり、賃貸住宅業界では、政府が公表している『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』や『新型コロナウイルス感染症の対応について』をもとに、様々な対策を講じています。

### 1日も早い終息を願うばかりです

社員のマスク着用、店舗におけるアルコール消毒液、空気清浄機の設置。そしてテレワークの導入、インターネットを通じたIT接客、タブレットやスマートフォンを利用した内覧、重要事項説明などの広がりに期待が集まっています。

もともと不動産・賃貸住宅の情報管理は、デジタル化に適したところがあります。人と人の接触が自粛されるこの時期、感染リスクを軽減するために、インターネットやITの利用は大きな課題となっています。

政府等から公表されたデータは2月から3月にかけての動向をまとめたもので、これから4月以降、感染拡大の沈静化の兆しが見えるのか、さらなる拡大に向かうのか、今の時点では予測がつきません。できる範囲内で工夫をしながら、1日も早い



時代の流れとして、賃貸仲介現場に多様なネットシステムの導入が進んでいます

国内景気は新型コロナウイルスの影響も加わり大幅に悪化

## ネットを活用したIT接客・重説に期待広がる

### 「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案」

### 賃貸マーケット情報

「サブリース」や「賃貸住宅管理業」をめぐって、市場の環境整備が進みそうです。サブリース業者による勧誘・契約締結行為の適正化と賃貸住宅管理業の登録を義務づけた「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案」が3月6日、閣議決定しました。国会で成立後、施行されます。

等により、管理業者に管理を委託等するオーナーが増加」していることが背景にあると、国土交通省による勧誘・契約締結行為の適正化に係る措置」と「賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設」がメインとなっています。

### 賃貸住宅管理業の登録を義務づける

今回の新法案の骨子は、「サブリース業者と所有者との間の賃貸借契約の適正化に係る措置」と「賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設」がメインとなっています。

リース業者と所有者との間の賃貸借契約の適正化に係る措置」と「賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設」がメインとなっています。

「サブリース業者と所有者との間の賃貸借契約の適正化に係る措置」では、全てのサブリース業者に対し、勧誘時における、故意に事実を告げず、不実を告げる等の不当な行為の禁止やサブリース業者と所有者との間の賃貸借契約の締結前の重要事項説明等を義務づけています。

また、「賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設」では、賃貸住宅管理事業者の国土交通大臣による登録を義務づけています。



物件管理を管理業者に委託するケースが増えていることから、新法律が整備されました

このように、管理業務の実施をめぐりオーナー様を始め、入居者、管理業者との間でトラブルを避けるために、新法の成立を図るものです。



